

豊田市子ども会

車両補助金の手引き

貸切バス等を利用した遠足を検討されている 子ども会はぜひご利用ください

豊田市地域子ども会活動において車両補助金を利用する際の留意点をご案内します。
※車両補助金は、貸切バス等の利用を希望する子ども会のみ申請が必要です。

目次

- 車両補助金とは（1ページ）
- 対象施設について（1ページ）
- 車両補助金の交付額（1ページ）
- 申請から実績報告までのイメージ（2ページ）
- 5月以降の申請（2ページ）
- 申請・申込に必要な書類等（2ページ）
- 申請の留意点（2～3ページ）
- 申請の取下げ（3ページ）
- 活動中止・変更による補助金返還について（3ページ）

<車両補助金に関する連絡・問合せ> こども・若者政策課 電話：34-6630

車両補助金を利用して体験活動をした子ども会の様子

(例) <双美子ども会（子ども39人参加）>

○行程：桑原公園出発→**どんぐり工房**→大野瀬川→
→どんぐり道の駅→桑原公園到着・解散

○予算
バス代 32,000円(25,000円車両補助金、残りは会費)
体験料 58,500円(一人あたり1,500円)
計 90,500円

「子ども達に普段なかなか行けない地域で体験活動をさせたい！」と考え、「おいでん・さんそんセンター」に相談しました。当日は、午前10時に出発しどんぐり工房で五平餅づくり、その後、大野瀬川での川遊びや、とうもろこしのもぎ取り体験をしました。

施設の人がやり方を教えてくれて、あとは子どもたちが協力して五平餅を作った



地域の人が教えてくれる！



写真：(上)五平餅づくり体験、(下)川遊び体験

■車両補助金とは

豊田市は、子ども会が市内公共施設で行う活発な体験活動をサポートするため、子ども会活動の交通費に対する補助制度を用意しています。市内の対象施設での活動で使用するバス、レンタカーなどの借上げ費用に対し補助金を交付します。

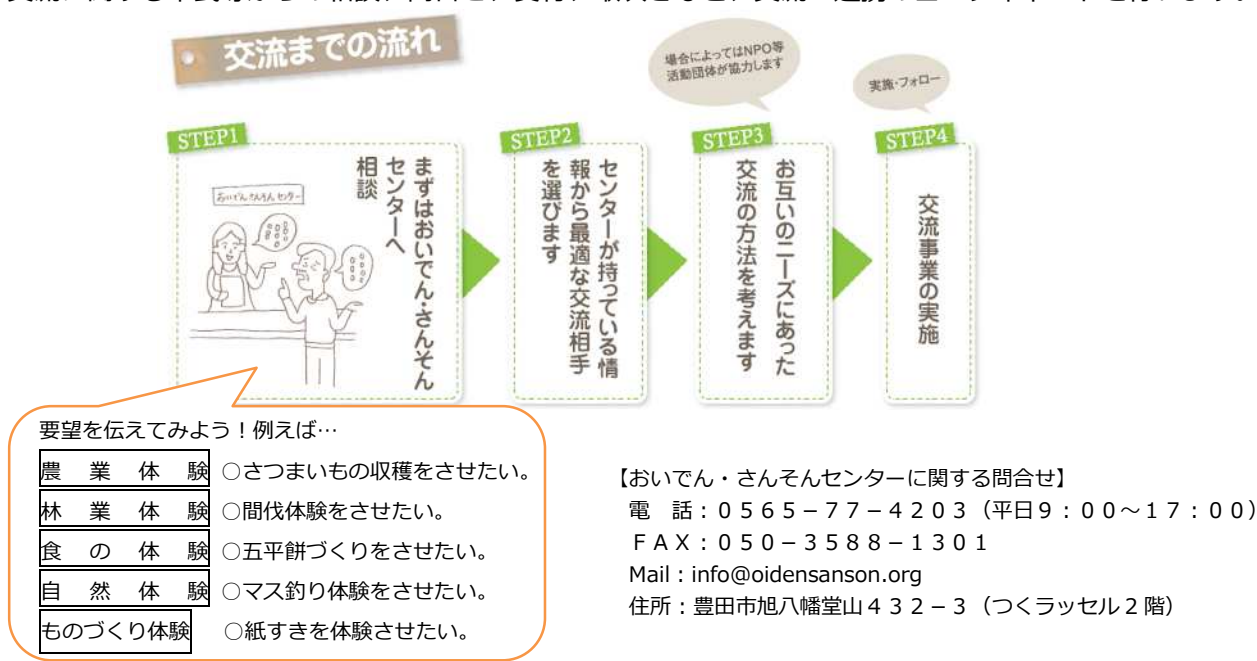
■対象施設について

市内指定施設は別紙一覧のとおり。掲載施設以外で活動を希望される場合は、こども・若者政策課にご相談ください。（こども・若者政策課 電話：34-6630）

(参考) 山村地域での体験活動は、「おいでん・さんそんセンター」にご相談できます。

おいでん・さんそんセンターとは都市と山村の交流をコーディネートする豊田市の取組です。

交流に関する市民等からの相談、問合せ、受付、取次ぎなど、交流・連携のコーディネートを行います。



■車両補助金の交付額

バス、レンタカー等借上げ料金の80% 複数台数可（上限：50,000円）

車両負担例（イメージ）



・バスを複数台数借りた場合でも、補助率は料金の8割（上限5万円）を補助します。

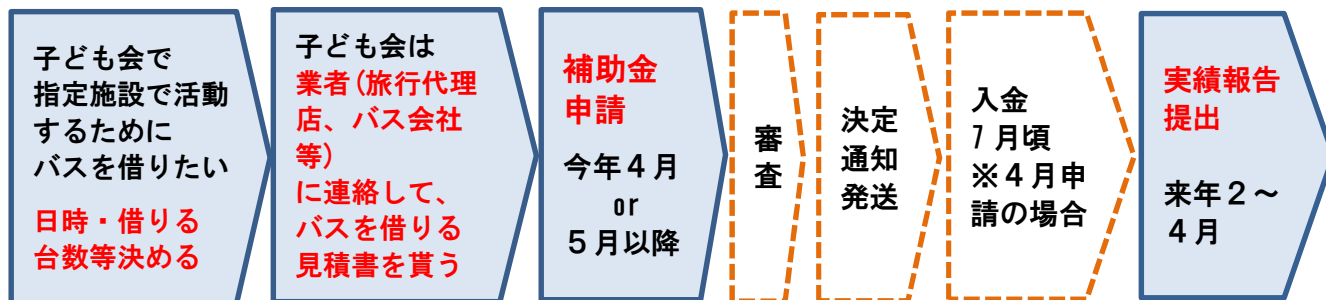
(例) バス2台を借りた場合

バス単価 32,500円×2台=65,000円

バス代金 65,000円×補助率 80%=52,000円だが、

補助金は上限 50,000円のため、50,000円を補助金申請

■申請から実績報告までのイメージ



■5月以降の申請

◆5月以降に車両補助金を申請する場合

- ・市の予算の範囲内で随時先着受付です。
- ・車両補助金の利用が決まった時点で、一度、こども・若者政策課（電話 34-6630）にご連絡下さい。
- ・計画変更用の様式で申請してください。様式はこども・若者政策課から送付します。

■申請・申込に必要な書類等

- ・4月に申請の場合 【申込み多数の場合は抽選（1団体につき年度内1回を限度、複数台数可）】

| 必要書類 | 作成者 | 提出方法 |
|------------------------|-----------------|--|
| 市補助金申請書類 車両補助金事業計画書 | 新会長 | 活動費補助金のエクセルファイルの「(支出)車両補助金」のシートに入力し、あいち電子申請・届出システムを用いて提出して下さい。 |
| 見積書 | 業者(旅行代理店、バス会社等) | |

- ・5月以降（年度途中の申請）の場合

【予算の範囲内で先着順。申請前にこども・若者政策課へご相談ください】

| 必要書類 | 作成者 | 提出方法 |
|------------|-----------------|--|
| 補助金計画変更申請書 | 新会長 | こども・若者政策課へ相談後、別途送付する計画変更用の様式で申請してください。 ※車両が必要な行事当日の <u>1か月前までに</u> こども・若者政策課へご提出ください。 |
| 請求書 | 新会長 | |
| 見積書 | 業者(旅行代理店、バス会社等) | |

- ・実績報告 *車両補助金実績報告は、活動費補助金の実績報告と一緒に提出ください

| 必要書類 | 作成者 | 提出方法 |
|-------|-----------------|---|
| 実績報告書 | 新会長 | 活動費補助金エクセルファイルの「(支出)車両補助金」のシートに入力し、あいち電子申請・届出システムを用いて提出して下さい。 |
| 領収書 | 業者(旅行代理店、バス会社等) | |

■申請の留意点

- ・補助金の申請を提出する際には、必ず業者（旅行代理店、バス会社等）に見積書の作成を依頼してください。
- ・市ではバス会社等の斡旋はしていません。各子ども会で車両を借りる手配をしてください。

- ・車両補助金は、バス、レンタカーなどの借上げ費用に対する補助金です。活動費（入館料、施設使用料等）は、活動費補助金でご申請ください。
- ・車両補助金の補助率を超えた分の料金は、活動費補助金の補助対象経費に含むことはできません。
- ・大人の付き添い人数は、子どもの補助のために必要最低限の人数にしてください。
- ・市内の体験活動を対象にしていますので、市外での活動は対象外です。
- ・公共交通機関の料金は車両補助金の対象外です。おいでんバス運賃も対象外です。

■申請の取下げ

◆4月に申請した分を、取り下げる場合

- ・申請を取り下げる場合は、こども・若者政策課（電話 34-6630）にご連絡ください

（参考）総合野外センター利用当選による車両補助金の申請取下げについて

※野外センターをご利用の際は、同センターの無料バスをご利用いただけます。

“総合野外センターの利用に当選した”などの理由で、車両補助金での事業をやめる（申請を取下げする）場合には、5月15日（金）までにこども・若者政策課（電話：34-6630）に連絡してください。

参考：令和7年度総合野外センター申込開始日（抽選日）

| 総合野外センター利用月 | 申込開始日（抽選日） |
|-------------|-------------|
| 4月～6月 | 1月25日（日）：終了 |
| 7月～翌年3月 | 4月26日（日） |

※野外センターの利用は利用調整が最初の受付となります。以降の申し込みは各利用調整の翌週火曜日（1週間と2日後）9時より電話で受付します。

【車両補助金に関する連絡・問合せ】こども・若者政策課 電話：34-6630

【総合野外センターに関する問合せ】総合野外センター 電話：58-1388

■活動中止・変更による補助金返還について

- ・活動が中止（変更）の場合、速やかにこども・若者政策課へご連絡ください。補助金の返還が必要です。返還は翌年4月に実績報告を提出後、こども・若者政策課が返還手続きの書類を郵送します。
- ・キャンセル料は補助金の対象外です。
- ・見積書金額（使用前）と比べ、領収書金額（使用后）が少ない場合、補助金を返還していただく可能性があります。こども・若者政策課までご連絡ください。

下記の場合、こども・若者政策課へご相談ください（TEL34-6630）。

- ・夏休み前等、早期に活動を行う場合（まとまったお金がすぐ必要な場合）
- ・有料道路の使用料や駐車料金等が生じた場合（補助対象経費となるか判断します）
- ・複数の子ども会により合同でバスを借りる場合（申請方法についてアドバイスします）